

湯浅町ふるさと納税・観光パンフレット作成業務委託仕様書

1. 事業名称

令和7年度湯浅町ふるさと納税・観光パンフレット作成業務委託

2. 委託期間

契約締結日翌日から令和8年2月27日（金）まで

3. 納入等

納入先 湯浅町役場 ふるさと振興課（湯浅ふるさと館）

納入方法 成果品納入にかかる梱包発送等の費用は、受託者負担とする。

4. 業務内容

湯浅町ふるさと納税・観光パンフレットのデザイン、印刷及び製本

(1) 基本的な考え方

受託者は、プロポーザルでの企画提案内容を基に、湯浅町が提供する返礼品情報に基づきパンフレットのデザイン、印刷及び製本を行う。

(2) 校正

校正は2回以上とし、印刷及び製本までの間に面談による打ち合わせを行うものとする。（オンラインでの面談も可とする。）ただし、協議の進捗状況により数回程度の増減はあるものとする。

(3) その他

- ・メールや電話、web会議等、必要な連絡調整は随時行うものとする。
- ・写真やテキスト素材、掲載する特産品等については原則、受託者が撮影等を行った素材を使用する。

5. 仕様

(ア) ふるさと納税・観光パンフレット

(1) 形式

A4冊子、40頁以上（表紙及び裏表紙を含む）、中綴じ

(2) 構成

- ・内容については、特産品の紹介（みかん・雑柑・醤油・味噌・しらす・紀州和華牛・その他）、ふるさと納税制度の紹介、ふるさと納税申込方法の紹介、ふるさと納税寄附の用途、湯浅町の紹介ページ（おすすめの宿泊先、飲食店、観光案内等）とする。
- ・ふるさと納税に係る指定制度の運用を遵守すること。
- ・特産品の紹介部分には、当該特産品が掲載されたふるさと納税サイトに遷移する二次元コードを必ず記載すること。

(3) 部数

20,000部

(4) 紙質

表紙 マットコート110kg相当+表グロスPP

本文 マットコート90kg相当（一部上質90kg相当 ミシン切り取り線）

相当品の見本を提出し、湯浅町の承認を得て施行すること。

(5) 刷色

フルカラー

(イ) ふるさと納税・観光パンフレット要約版

(1) 形式

A3サイズ8つ折りリーフレット、表裏1枚

(2) 構成

- ・ふるさと納税に係る指定制度の運用を遵守すること。
- ・ふるさと納税返礼品情報には、返礼品名、商品説明、寄附額、特産品が掲載されたふるさと納税サイトに遷移する二次元コードを必ず掲載すること。
- ・表面
湯浅町の紹介、ふるさと納税申込方法の紹介、ふるさと納税寄附の使途、ポータルサイト二次元コード、ふるさと納税返礼品情報
- ・裏面
ふるさと納税返礼品情報
- ・その他
ふるさと納税返礼品情報については申込期間の記述は任意とする。

(3) 部数

20,000部

(4) 紙質

上質紙 90kg 相当

(5) 刷色

両面フルカラー

(ウ) 納品について

成果品は紙媒体での納品及び PDF データ・Photoshop・Illustrator 形式の電子データも納品すること。

※成果品の所有権、著作権、利用権は湯浅町に帰属するものとする。

6. 委託上限額

8,580,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

※上限額を超えての提案は無効とする。

7. 業務の完了

業務の完了は、成果品を納品し湯浅町の検査を受け、検査合格により完了とする。

8. その他

(1) 著作権・肖像権

使用する写真等に係る著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）、肖像権などの権利関係の処理・調整については受託者がおこなうこと。

また、所有権、著作権及び利用権はすべて湯浅町に帰属するものとする。

なお、写真等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、湯浅町は責任を負わない。

(2) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 個人情報保護対策

業務遂行上知り得た個人情報を他に漏らしてはいけない。業務遂行のために湯浅町が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用しないこと。

(4) 賠償責任

各業務の実施に当たって、受託者がその賠償責任を負うものとする。

(5) 再委託の禁止

受託者は、当該業務の全部を一括して又は指定した部分を第三者に委託してはならない。ただし、当該業務の一部を第三者に委託することについて、あらかじめ書面にて湯浅町の承諾を得たときはこの限りではない。

(6) 記載外事項

業務履行にあたり疑義が生じた場合や本仕様書に記載されていない事項については、双方協議の上決定することとする。

9. 問合せ先

〒643-0004 和歌山県有田郡湯浅町湯浅 1982

湯浅町ふるさと振興課ふるさと納税推進係（担当：瀧本）

TEL：0737-22-3120（直通）

FAX：0737-22-6500

メール：furusato@town.yuasa.lg.jp